

情報提供資料

令和2年9月16日(水)

日高市

総務部 税務課 資産税担当

Tel.042-989-2111 内線 1305

課長 武藤 勝

担当者職・氏名 主幹 大岩 秀範

生産緑地における固定資産税および 都市計画税の課税誤りについて

概要

生産緑地の指定が解除された農地を引き続き農地として利用する場合に、4年が経過するまで講じられる固定資産税および都市計画税に関する軽減措置（激変緩和措置）が適用されておらず、過大に賦課徴収していたことが判明しました。

還付対象人数等

平成16年度から令和2年度まで

7人 15筆 250万4,800円（本税の還付金額）

今後の対応

対象者へ9月15日（火）から順次訪問の上、お詫びおよび説明を行い、速やかな還付等の手続きを進めています。また、再発を防止するため、職員へ法令等解釈の周知徹底を図ります。